

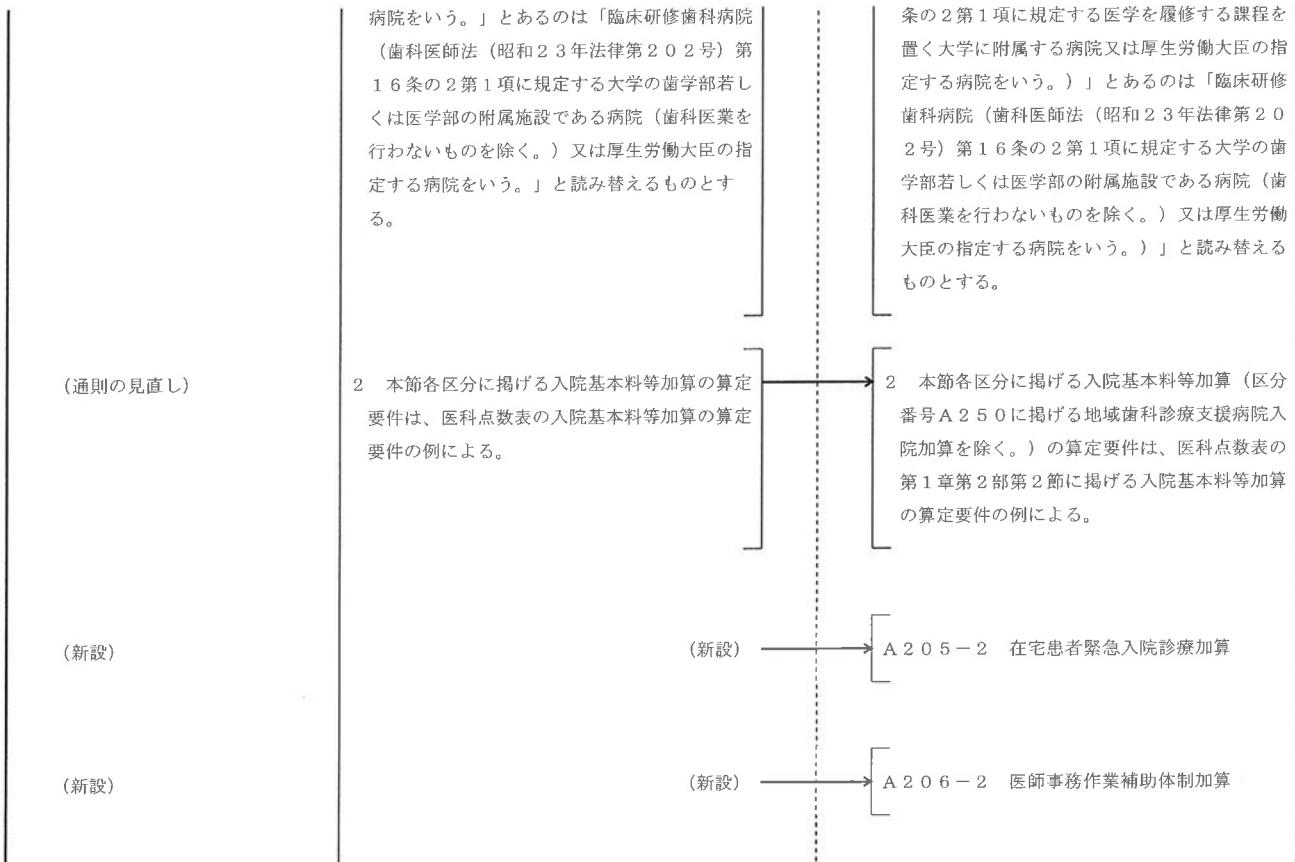
2 歯科診療料点数表

項目	現 行	改 正 案
第1章 基本診療料		
第1部 初・再診料		
通則		
(通則の見直し)	<p>1 健康保険法第63条第1項第1号及び老人保健法第17条第1項第1号の規定による初診及び再診の費用は、第1節又は第2節の各区分の所定点数により算定する。ただし、同時に2以上の傷病について初診を行った場合又は再診を行った場合には、初診料又は再診料は、1回として算定する。</p>	<p>1 健康保険法第63条第1項第1号及び高齢者医療確保法第64条第1項第1号の規定による初診及び再診の費用は、第1節又は第2節の各区分の所定点数により算定する。ただし、同時に2以上の傷病について初診を行った場合又は再診を行った場合には、初診料又は再診料は、1回として算定する。</p>
第1節 初診料		
A 000 初診料		
(点数の見直し)	<p>1 歯科初診料</p>	<p>180点 → 182点</p>

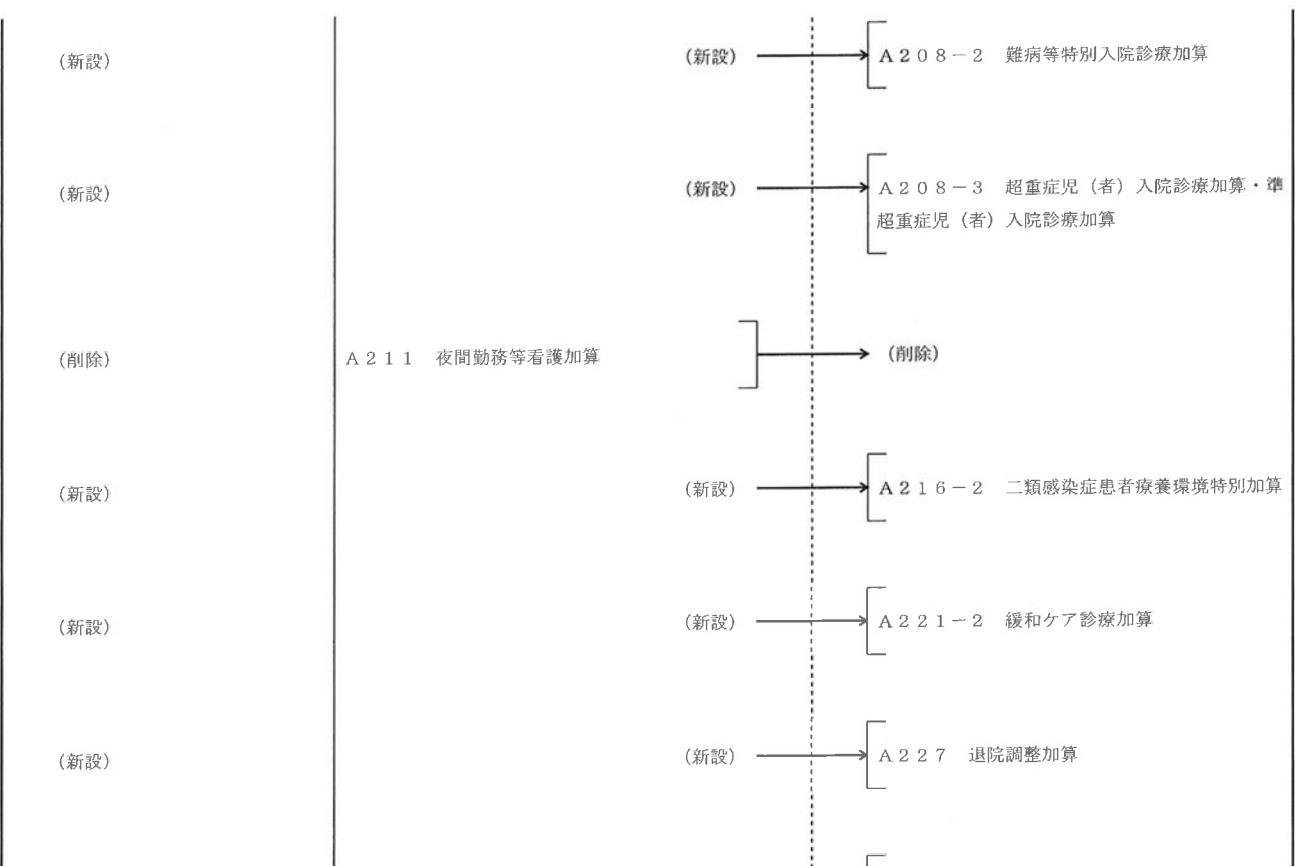
歯科A 基本診療料(1/7)

(注の新設)	(新設)	10 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において、歯科外来診療の総合的な歯科医療環境の体制整備に係る取組を行った場合には、歯科外来診療環境体制加算として、初診時1回に限り所定点数に30点を加算する。
第2節 再診料		
A 002 再診料		
(点数の見直し)	<p>1 歯科再診料</p>	<p>38点 → 40点</p>
第2部 入院料等		
通則		
(通則の見直し)	<p>1 健康保険法第63条第1項第5号及び老人保健法第17条第1項第5号による入院及び看護の費用は、第1節から第4節までの各区分の所定点数により算定する。この場合において、特</p>	<p>1 健康保険法第63条第1項第5号及び高齢者医療確保法第64条第1項第5号による入院及び看護の費用は、第1節から第4節までの各区分の所定点数により算定する。この場合において、特</p>

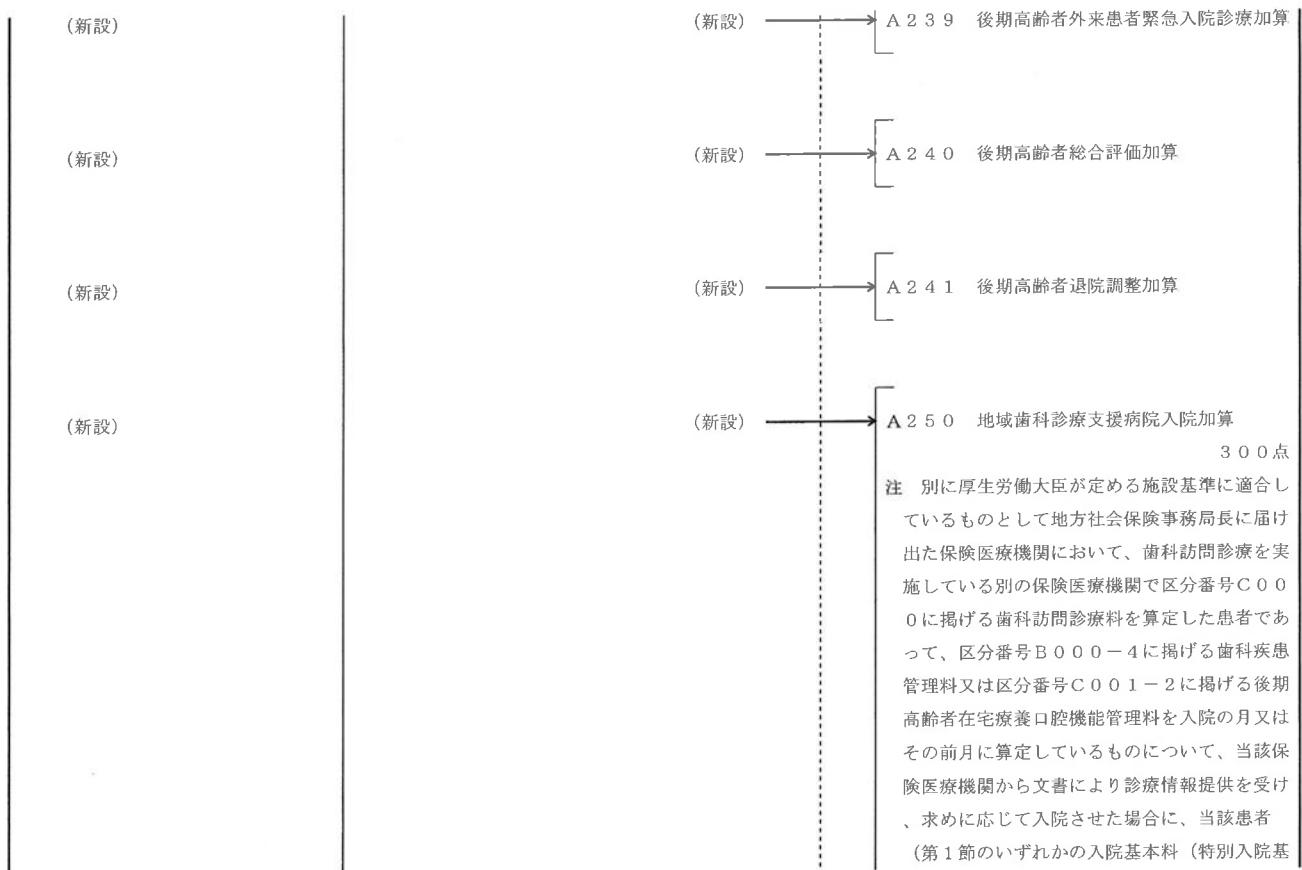
歯科A 基本診療料(2/7)



歯科A 基本診療料(4/7)



歯科A 基本診療料(5/7)



歯科 A 基本診療料 (6/7)

第4節 短期滞在手術基本料

A 4 0 0 短期滞在手術基本料

(注の見直し)

注1 医科点数表の短期滞在手術基本料の注1に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において、医科点数表の短期滞在手術基本料の算定要件を満たした場合に、医科点数表の短期滞在手術基本料の例により算定する。

本料を含む。) を現に算定している患者に限る。) について、入院初日に限り所定点数に加算する。

注1 医科点数表の第1章第2部第4節区分番号A 4 0 0に掲げる短期滞在手術基本料の注1に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関又は同表の短期滞在手術基本料の注2に規定する保険医療機関において、医科点数表の短期滞在手術基本料の算定要件を満たした場合に、医科点数表の第1章第2部第4節区分番号A 4 0 0に掲げる短期滞在手術基本料の例により算定する。

歯科 A 基本診療料 (7/7)

項目	現 行	改 正 案
第2章第1部 医学管理等	<p>(削除)</p> <p>B000 歯科口腔衛生指導料 100点</p> <p>注1 龋歎又は歯肉炎に罹患している患者の口腔の状態、心身の状態等について、当該患者又はその家族等に対し、病名、症状、治療内容及び治療期間等に関する治療計画を策定し、その内容について説明を行った上で、文書により情報提供を行うとともに、療養上必要な指導を行った場合に、月1回に限り算定する。</p> <p>2 入院中の患者に対して行った指導又は退院した患者に対して退院の日から当該退院日の属する月の末日までに行った指導の費用は、第1章第2部第1節、第3節又は第4節の各区分の所定点数に含まれるものとする。ただし、当該患者が歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関の歯科診療以外の診療に係る病棟に入院している場合又は当該病棟に入院していた場合は、この限りでない。</p>	 <p>(削除)</p>

歯科B 医学管理等(1/21)

3 龋歎に罹患している13歳未満の患者であって、齲歎多発傾向にあり、齲歎に対する歯冠修復終了後も齲歎活動性が高く、継続的な指導管理が必要な者（以下この表において「齲歎多発傾向者」という。）に対して、主治の歯科医師又はその指示に基づき歯科衛生士がフッ化物局所応用による指導管理（フッ化物洗口に係るもの）を行った場合は所定点数に80点を加算する。ただし、区分番号C001に掲げる訪問歯科衛生指導料を算定している患者については当該加算を算定しない。	
4 4歳以上の齲歎多発傾向者又はその家族等に対して、主治の歯科医師又はその指示に基づき歯科衛生士が、フッ化物洗口に係る薬液の取扱い及び洗口法に関する指導を行った場合は、継続的な歯科口腔衛生指導の実施期間中に患者1人につき1回に限り所定点数に40点を加算する。ただし、区分番号C001に掲げる訪問歯科衛生指導料を算定している患者については当該加算を算定しない。	
5 区分番号B000-3に掲げる歯科疾患総合指導料、区分番号B001に掲げる歯周疾患指導管理料、区分番号B002に掲げる歯科特定疾患療養管理料、区分番号B004-8に掲げる歯科疾患継続指導料、区分番号C	

歯科B 医学管理等(2/21)

006に掲げる老人訪問口腔指導管理料又は区分番号N002に掲げる歯科矯正管理料を算定している患者に対して行った歯科口腔衛生指導の費用は、それぞれの所定点数に含まれるものとする。

(削除)

B000-3 歯科疾患総合指導料

- | | |
|--------------|------|
| 1 歯科疾患総合指導料1 | 130点 |
| 2 歯科疾患総合指導料2 | 110点 |

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において、区分番号A000に掲げる初診料を算定した時に、当該保険医療機関において継続的な管理を希望すること等について患者の同意を得て、病名、症状、治療内容及び治療期間等に関する一連の治療計画を策定し、口腔内写真等を用いて、患者に治療計画に基づき総合的な指導を行った上で、当該指導内容に係る情報を文書により提供した場合に1回に限り算定する。

2 当該歯科疾患総合指導料に係る治療計画に基づく治療の終了の日から起算して3月を経過するまでの期間は、区分番号A000に掲げる初診料は算定できない。

→ (削除)

歯科B医学管理等(3/21)

3 説明資料として口腔内写真等を用いた場合、それらの費用は歯科疾患総合指導料の所定点数に含まれ、別に算定できない。

4 主治の歯科医師又はその指示に基づき歯科衛生士が歯周疾患の患者に対して機械的歯面清掃を行った場合は、所定点数に80点を加算する。ただし、区分番号C001に掲げる訪問歯科衛生指導料を算定している患者又は区分番号N002に掲げる歯科矯正管理料を算定している患者については当該加算を算定しない。

5 注4に掲げる機械的歯面清掃については、区分番号B001に掲げる歯周疾患指導管理料の注5又は区分番号B004-8に掲げる歯科疾患継続指導料の注3に規定する機械的歯面清掃を実施し加算を算定した日から3月を経過した日以降に実施した場合に限り算定する。

(新設)

→ (新設)

B000-4 歯科疾患管理料

- | | |
|---------|------|
| 1 1回目 | 130点 |
| 2 2回目以降 | 110点 |

注1 1回目の歯科疾患管理料は、齲歎、歯肉炎、歯周病、歯の欠損等継続的な口腔管理が必

歯科B医学管理等(4/21)

要な患者に対し、患者又はその家族の同意を得て管理計画書を作成し、その内容について説明を行い、初診日から起算して1月以内に管理計画書を提供した場合に、1回に限り算定できる。

2 2回目以降の歯科疾患管理料は、1回目の歯科疾患管理料を算定した患者に対して提供した管理計画書に基づく継続的な管理を行っている場合であって、歯科疾患の管理及び療養上必要な指導について、継続管理計画書を作成し、その内容について説明を行い、当該管理計画書を提供した場合に、1回目の歯科疾患管理料を算定した日の属する月の翌月以降月1回に限り算定できる。

3 入院中の患者に対して管理を行った場合又は退院した患者に対して退院の日から1月以内に管理を行った場合における当該管理の費用は、第1章第2部第1節、第3節又は第4節の各区分の所定点数に含まれるものとする。ただし、当該患者が歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関の歯科診療以外の診療に係る病棟に入院中の患者又は当該病棟を退院した患者については、この限りでない。

4 管理計画書に基づく治療終了日から起算して2月を経過するまでは、区分番号A000

歯科B医学管理等(5/21)

に掲げる初診料は算定できない。

5 歯科疾患管理料を算定した月は、区分番号B002に掲げる歯科特定疾患療養管理料、区分番号C001-2に掲げる後期高齢者在宅療養口腔機能管理料及び区分番号N002に掲げる歯科矯正管理料は算定できない。

6 当該患者の療養を主として担う歯科医師（以下「主治の歯科医師」という。）又はその指示に基づき歯科衛生士が、歯周疾患に罹患している患者であって歯科疾患の管理を行っているもの（区分番号C001に掲げる訪問歯科衛生指導料を算定しているもの又は区分番号N002に掲げる歯科矯正管理料を算定しているものを除く。）に対して機械的歯面清掃を行った場合は、月1回に限り所定点数に60点を加算する。ただし、区分番号I011-2に掲げる歯周病定期治療を算定した日又は当該加算を算定した翌月は、算定しない。

7 龋歎に罹患している13歳未満の患者であって、齲歎多発傾向にあり、齲歎に対する歯冠修復終了後も齲歎活動性が高く、継続的な指導管理が必要な者（以下この表において「齲歎多発傾向者」という。）に対して、主治の歯科医師又はその指示に基づき歯科衛生士が、フッ化物局所応用による指導管理（フ

歯科B医学管理等(6/21)

フッ化物洗口に係るものを除く。)を行った場合は所定点数に80点を加算する。ただし、区分番号C001に掲げる訪問歯科衛生指導料を算定している患者については、当該加算は算定しない。

8 4歳以上の齲歎多発傾向者又はその家族等に対して、主治の歯科医師又はその指示に基づき歯科衛生士が、フッ化物洗口に係る薬液の取扱い及び洗口法に関する指導を行った場合は、歯科疾患管理の実施期間中に患者1人につき1回に限り所定点数に40点を加算する。ただし、区分番号C001に掲げる訪問歯科衛生指導料を算定している患者については、当該加算は算定しない。

(削除)

B001 歯周疾患指導管理料 100点

- 注1 歯周疾患に罹患している患者に対して、計画的な歯科医学的管理を行い、ブラークコントロール等に係る療養上必要な指導管理を行った上で、当該指導内容に係る情報を文書により提供した場合に算定する。
2 入院中の患者に対して指導を行った場合、又は退院した患者に対して退院の日から1月以内に指導を行った場合における当該指導の

(削除)

歯科B医学管理等(7/21)

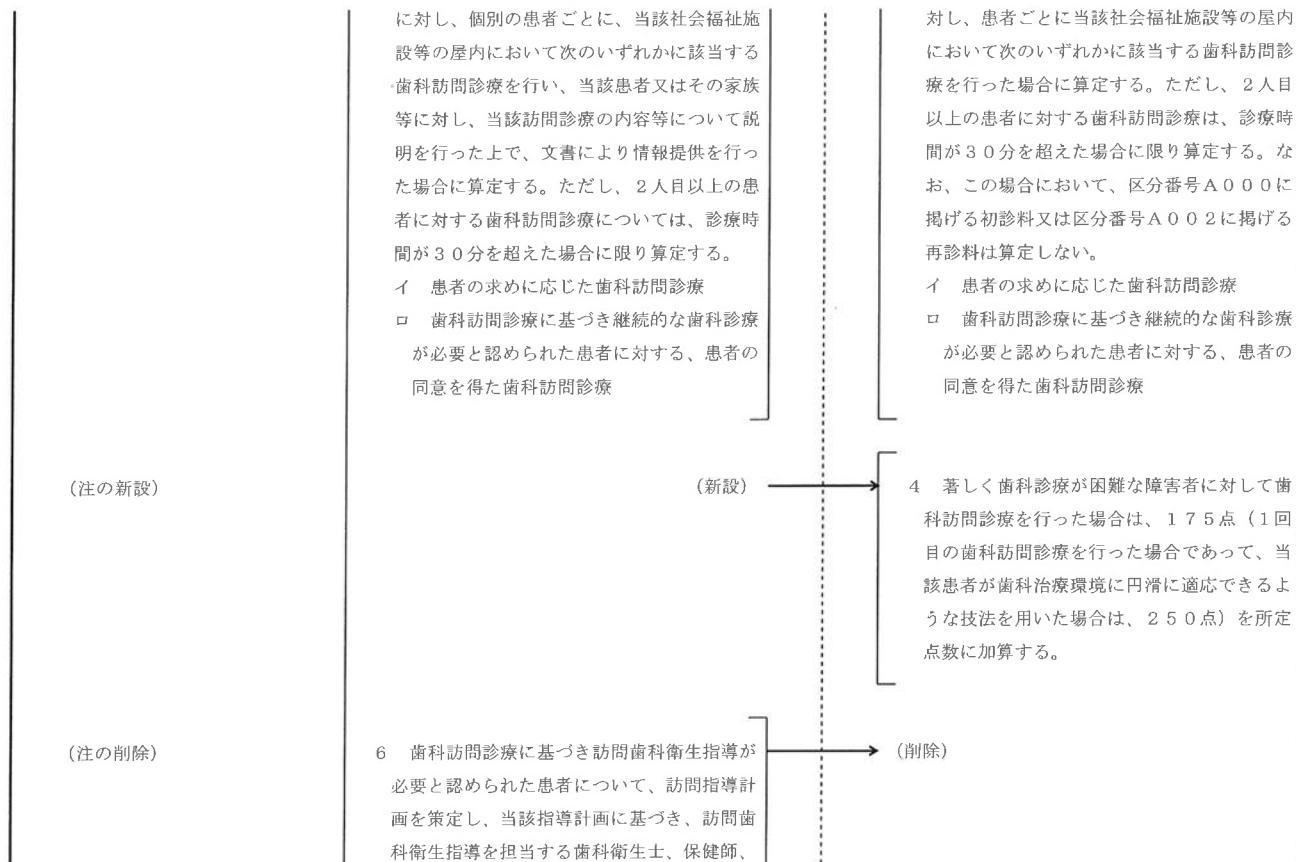
費用は、第1章第2部第1節、第3節又は第4節の各区分の所定点数に含まれるものとする。ただし、当該患者が歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関の歯科診療以外の診療に係る病棟に入院し、又は入院していた場合は、この限りでない。

- 3 区分番号B002に掲げる歯科特定疾患療養管理料を算定している患者については算定しない。
4 同一の患者につき同一月に歯周疾患指導管理料を算定すべき指導を2回以上行った場合においては、第1回目の指導を行ったときに算定する。

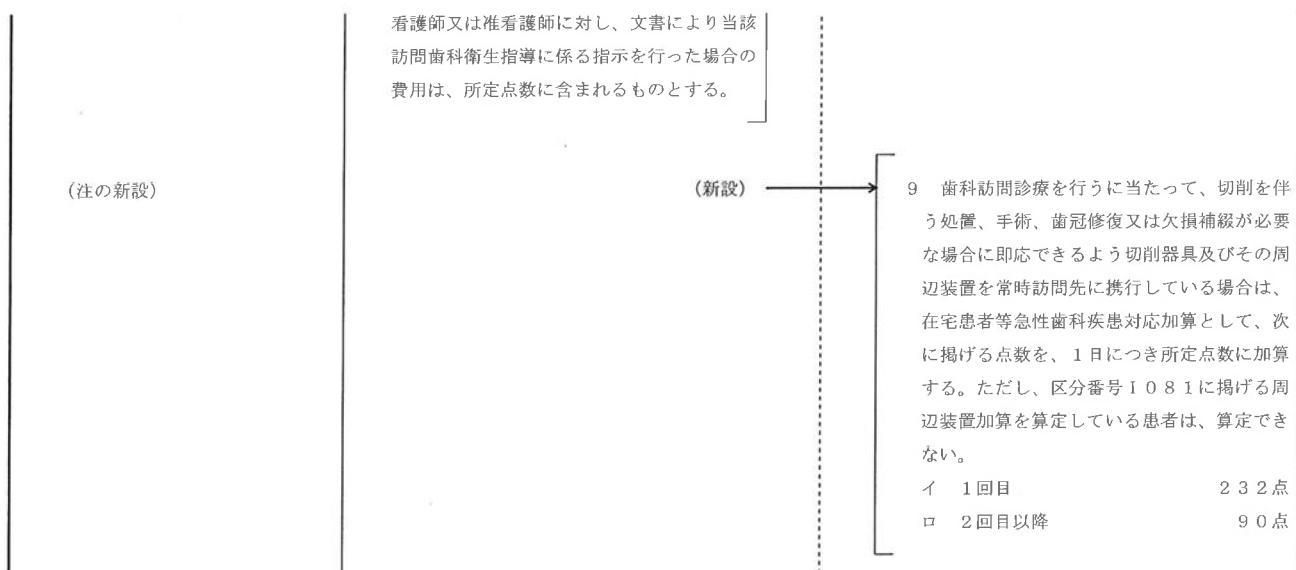
5 主治の歯科医師又はその指示に基づき歯科衛生士が機械的歯面清掃を行った場合は、所定点数に80点を加算する。ただし、区分番号C001に掲げる訪問歯科衛生指導料を算定している患者又は区分番号N002に掲げる歯科矯正管理料を算定している患者については当該加算を算定しない。

6 注5に掲げる機械的歯面清掃については、区分番号B000-3に掲げる歯科疾患総合指導料の注4又は区分番号B004-8に掲げる歯科疾患継続指導料の注3に規定する機械的歯面清掃を実施し加算を算定した日から3月を経過した日以降に実施した場合に限り

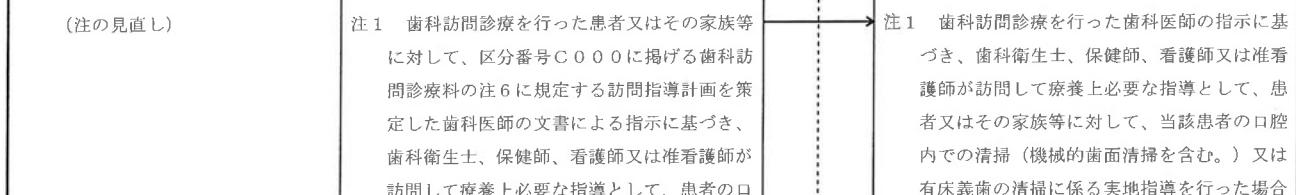
歯科B医学管理等(8/21)



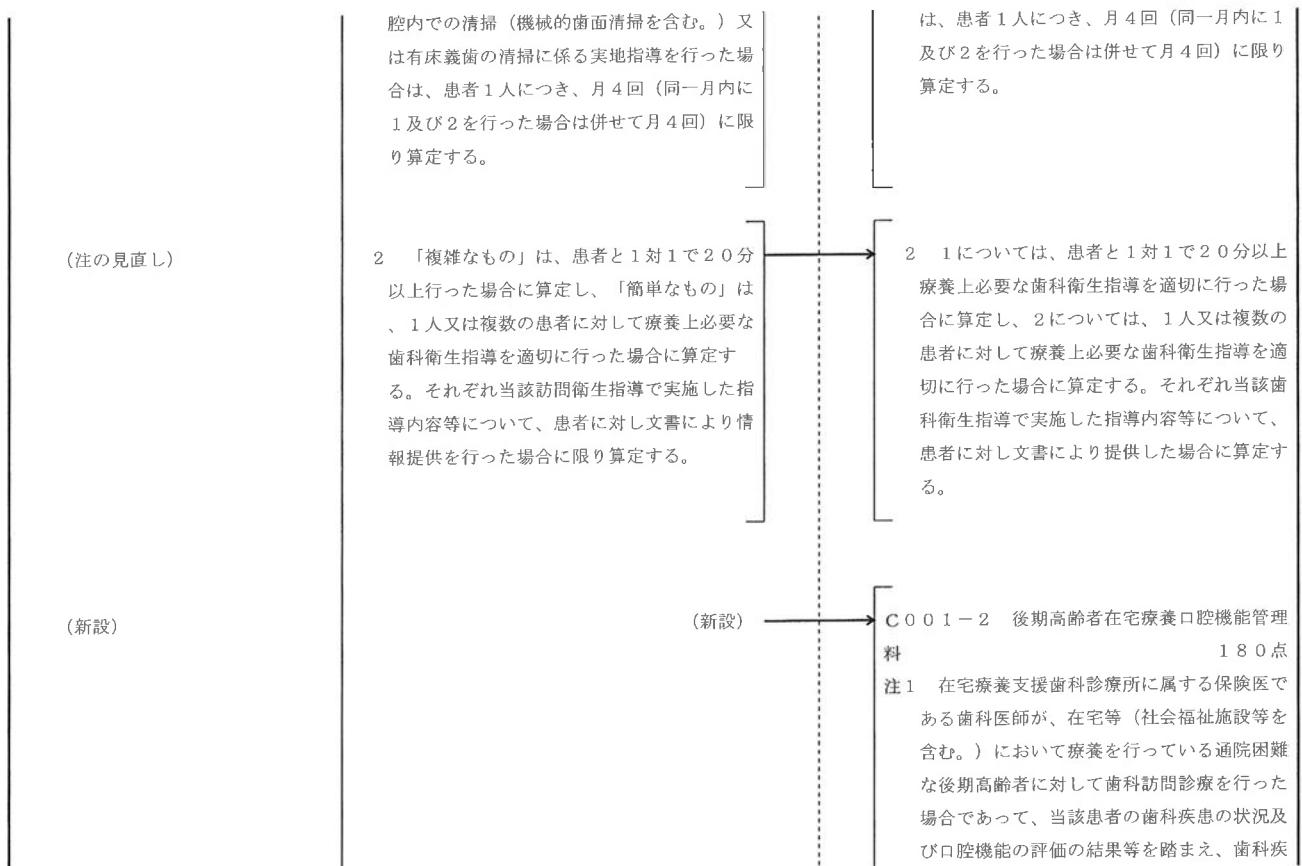
歯科C在宅医療(2/10)



C001 訪問歯科衛生指導料



歯科C在宅医療(3/10)

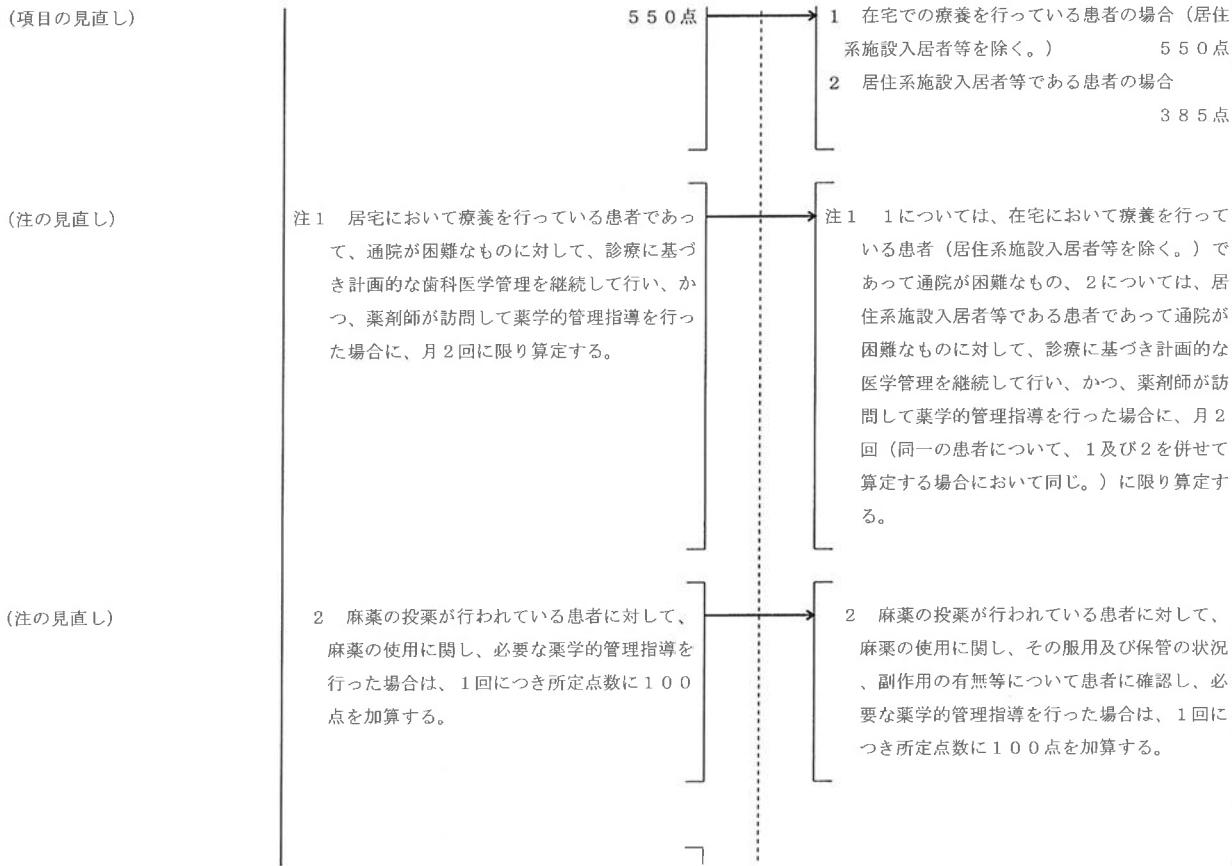


C 002 救急搬送診療料

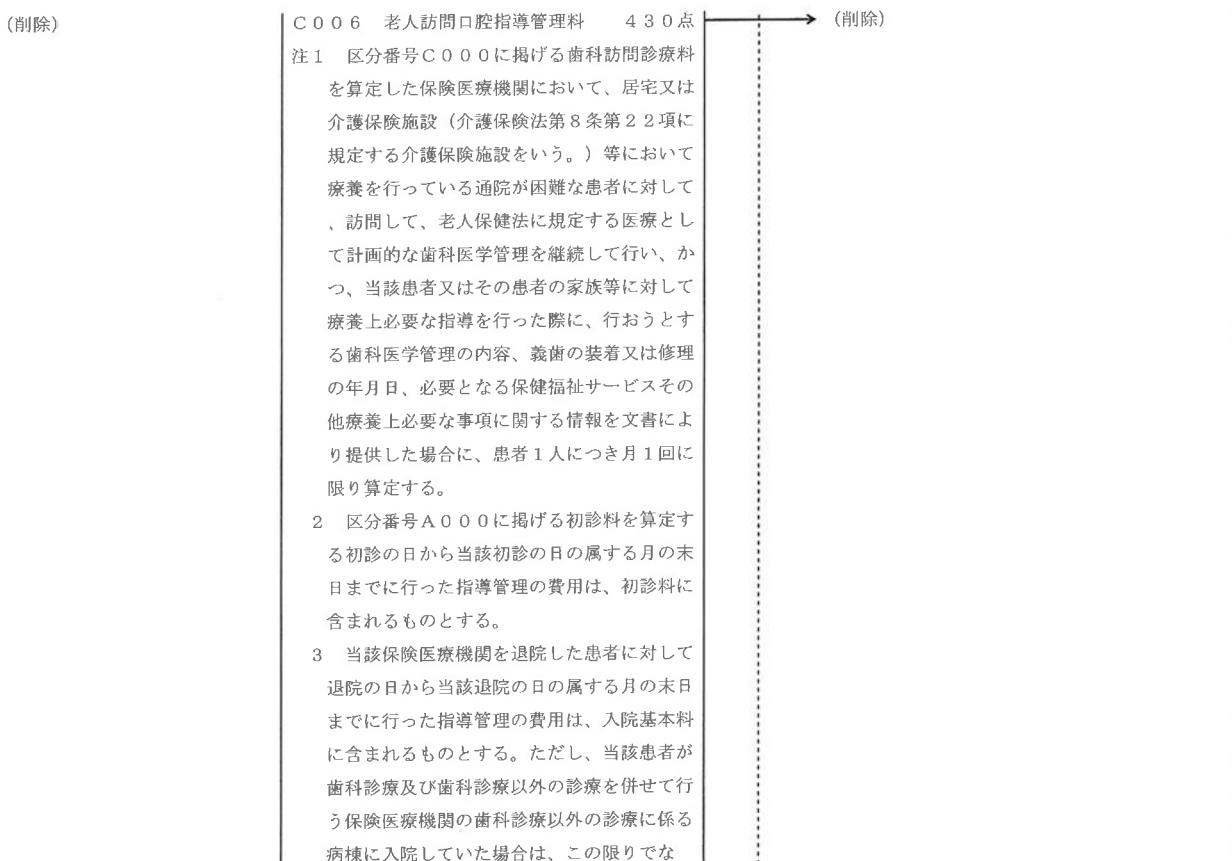
(点数の見直し)

C 003 在宅患者訪問薬剤管理指導料

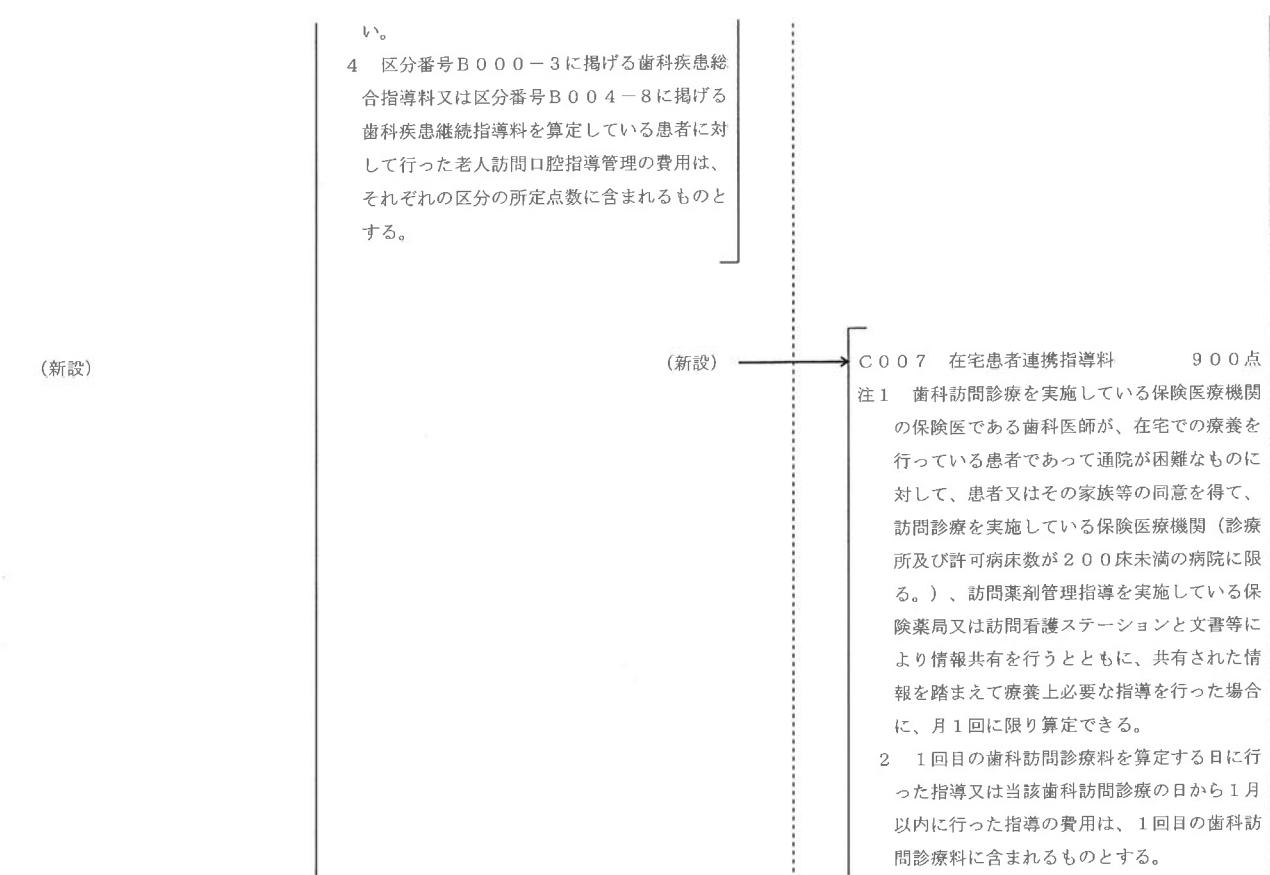
650点 → 1,300点



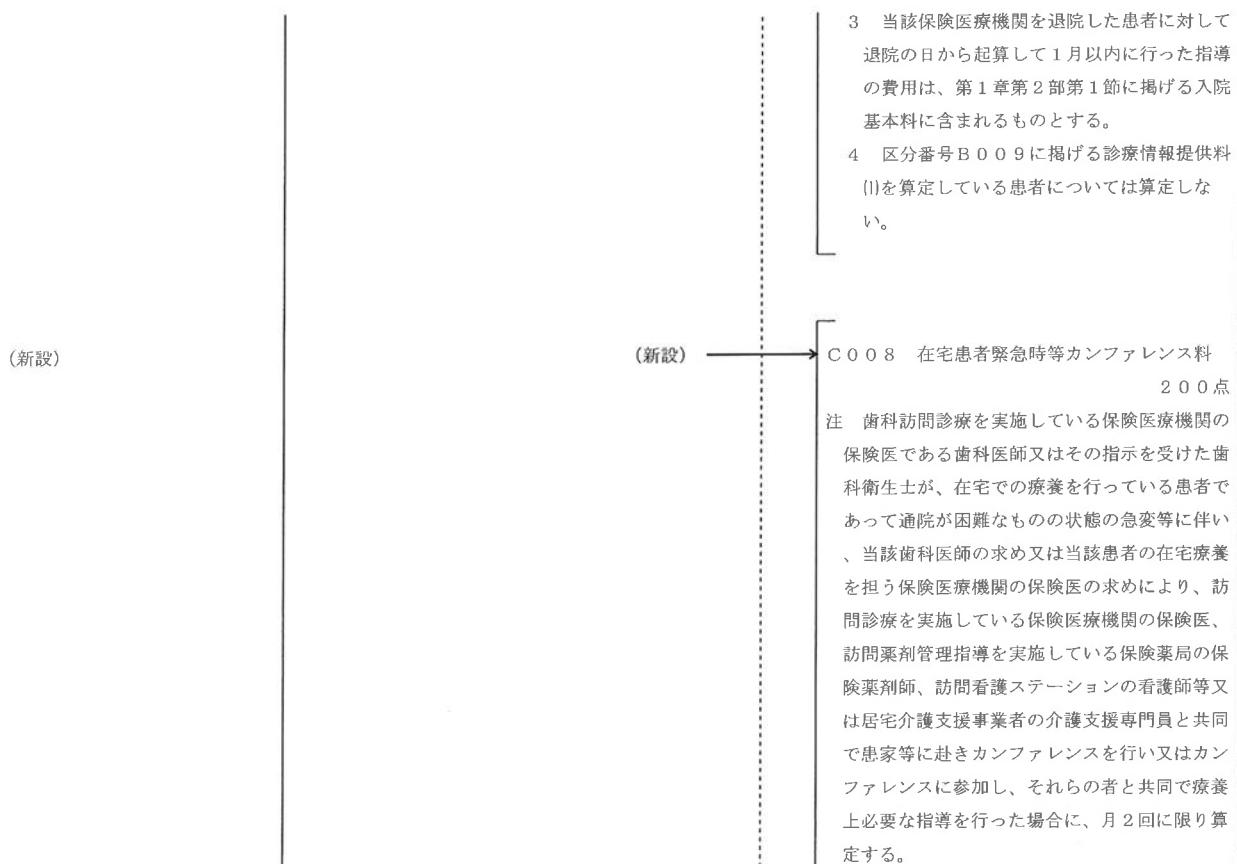
歯科C在宅医療(6/10)



歯科C在宅医療(7/10)



歯科C在宅医療(8/10)



歯科C在宅医療(9/10)

歯科 C 在宅医療(10/10)

項目	現 行	改 正 案
第2章第3部 検査 第1節 検査料 (削除)	D 002-4 歯科疾患継続管理診断料 100点 注1 保険医療機関において、初診の日から起算して3月を経過した患者（当該保険医療機関において、区分番号B 000-3に掲げる歯科疾患総合指導料を算定した患者に限る。）に対して、口腔内の状態の検査を行い、病状が安定期にあることを確認し、継続した治療の必要性を認め、患者の同意を得て、検査結果に基づき継続治療計画を策定し、患者に対し、その内容を文書により提供した場合に算定する。 2 当該所定点数には、検査（区分番号D 002に掲げる歯周組織検査を除く。）及び画像診断の費用が含まれるものとする。 3 歯科疾患継続管理診断料を1回算定した後、当該診断料を算定した日の属する月の初日	→ (削除)

から起算して1年を経過するまでは再度算定
できない。

(削除)

D 0 0 5 下頸運動路描記法 (MMG)
3 0 0 点

(削除)

D 0 0 6 チェックバイト検査
4 0 0 点

(削除)

D 0 0 7 ゴシックアーチ描記法
5 0 0 点

(削除)

D 0 0 8 パントグラフ描記法
6 0 0 点

(新設)

D 0 0 9 頚運動関連検査 (1装置につき1回)
3 8 0 点
注 頚運動関連検査は、下頸運動路描記法 (MMG) 、ゴシックアーチ描記法若しくはパントグラフ描記法により検査を行った場合又はチェックバイト検査を実施した場合に算定する。

歯科D検査(2/3)

歯科D検査(3/3)

項目	現 行	改 正 案									
第2章第4部 画像診断 通則	<p>4 デジタル映像化処理を伴う歯科エックス線撮影又は歯科パノラマ断層撮影等を行った場合においては、前3号の規定により算定した点数に次に掲げる点数を加算する。</p> <p>(点数の見直し)</p> <table> <tbody> <tr> <td>イ 歯科エックス線撮影の場合（1回につき）</td> <td>10点</td> <td>5点</td> </tr> <tr> <td>ロ 歯科パノラマ断層撮影の場合</td> <td>95点</td> <td>50点</td> </tr> <tr> <td>ハ その他の場合</td> <td>60点</td> <td>30点</td> </tr> </tbody> </table> <p>(通則の新設)</p>	イ 歯科エックス線撮影の場合（1回につき）	10点	5点	ロ 歯科パノラマ断層撮影の場合	95点	50点	ハ その他の場合	60点	30点	<p>4 デジタル映像化処理を伴う歯科エックス線撮影又は歯科パノラマ断層撮影等を行った場合においては、前3号の規定により算定した点数に、一連の撮影について次の点数を加算する。ただし、この場合においては、フィルムの費用は算定しない。また、当該加算を算定した場合には、前号に掲げる加算は、算定しない。</p> <p>(新設)</p>
イ 歯科エックス線撮影の場合（1回につき）	10点	5点									
ロ 歯科パノラマ断層撮影の場合	95点	50点									
ハ その他の場合	60点	30点									

歯科E 画像診断(1/4)

	<p>イ 歯科エックス線撮影の場合（1回につき）</p> <p>10点</p> <p>ロ 歯科パノラマ断層撮影の場合</p> <p>95点</p> <p>ハ その他の場合</p> <p>60点</p>	
(通則の見直し)	<p>5 区分番号E 0 0 0（1のイに係るものを除く。）及びE 2 0 0に掲げる画像診断については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において、画像診断を専ら担当する常勤の歯科医師が画像診断を行い、その結果を文書により報告した場合は、月1回に限り所定点数に58点を加算する。</p>	<p>6 区分番号E 0 0 0（1のイに係るものを除く。）及び区分番号E 2 0 0に掲げる画像診断については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において、画像診断を専ら担当する常勤の歯科医師が画像診断を行い、その結果を文書により報告した場合は、月1回に限り所定点数に70点を加算する。</p>
(通則の見直し)	<p>6 遠隔画像診断による画像診断（区分番号E 0 0 0（1のイに係るものを除く。）又はE 2 0 0に限る。）を行った場合については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関で行われた場合に限り、算定する。この場合において、受信側の保険医療機関が通則5の届出を行った保険医療機関であり、当該保険医療機関において画像診断を専ら担当する常勤の歯科医師が画像診断を行い、その結果を</p>	<p>7 遠隔画像診断による画像診断（区分番号E 0 0 0（1のイに係るものを除く。）又は区分番号E 2 0 0に限る。）を行った場合については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関で行われた場合に限り、算定する。この場合において、受信側の保険医療機関が通則5の届出を行った保険医療機関であり、当該保険医療機関において画像診断を専ら担当する常勤の歯科医師が画像診断を行い、そ</p>

歯科E 画像診断(2/4)

送信側の保険医療機関に文書により報告した場合は、月1回に限り所定点数に58点を加算する。

の結果を送信側の保険医療機関に文書により報告した場合は、月1回に限り所定点数に70点を加算する。

第1節 診断料

E 0 0 0 写真診断

(注の削除)

注1 1の歯科エックス線撮影について、咬翼型フィルム又は咬合型フィルムを使用した場合は、所定点数に10点を加算する。

(削除)

(注の見直し)

2 1の歯科エックス線撮影について、一連の症状を確認するため、同一部位に対し単純撮影を行った場合における第2枚目以後の撮影に係るイ(2)の所定点数及び注1に規定する加算については、それぞれの所定点数の100分の50に相当する点数により算定する。

注 一連の症状を確認するため、同一部位に対し撮影を行った場合における2枚目以降の撮影に係る写真診断の費用については、各区分の所定点数の100分の50に相当する点数により算定する。

第2節 撮影料

E 1 0 0 歯牙、歯周組織、頸骨、口腔軟組織

歯科E画像診断(3/4)

(注の新設)

(新設)

注1 1のイについて、咬翼型フィルム又は咬合型フィルムを使用した場合は、所定点数に10点を加算する。

歯科E画像診断(4/4)